

2017年1月1日からの法改正にご注意！

2016年3月に公布された「雇用保険等の一部を改正する法律（育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、雇用保険等の改正）」により、仕事と育児・介護の両立支援制度の見直しが行われることになりました。法律改正を機に、積極的に働きやすい環境づくりをすることが求められるような内容が多く盛り込まれています。

育児・介護休業法 及び 男女雇用機会均等法の改正

育児に関する見直し

- ①有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和
- ②子の看護休暇の取得単位の柔軟化
- ③育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

介護に関する見直し

- ④介護休業の分割取得
- ⑤介護休暇の取得単位の柔軟化
- ⑥介護のための所定労働時間の短縮措置
- ⑦介護のための所定外労働の制限

新設

- ⑧マタハラ・パワハラ等の防止措置義務の新設

左記①～⑧を
盛り込んだ、
就業規則の変更が
必要です。

※2/23開催の改正育児・
介護休業法対応セミナー
でも詳しく解説します。

雇用保険の適用拡大等について

65歳以上の方も 雇用保険の適用対象に

適用要件

- 新たに65歳以上の労働者を雇い入れた場合
- 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
- 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

※今後は65歳以上の被保険者の方も、各給付金の対象となります。

※65歳以上の方の保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。

<各法改正の詳細につきましては、小川までお気軽にお問い合わせ下さい。 ☎084-931-1428>